# 一般財団法人 山口県老人クラブ連合会 会員増強報奨金 募 集 要 項

#### 1 趣旨

有限会社シニアサービス社からの寄付金を財源とし、山口県内の老人クラブ会員増強の推進にあたり、他の模範となる取組を行う老人クラブに対する報奨金の交付を行います。

#### 2 交付申請期間

令和6年4月1日(月)~令和6年8月30日(金)《必着》

#### 3 交付対象の要件

次の要件に該当する単位老人クラブが所属する市町老連に報奨金を交付します。

交付対象(交付要綱第3条より)	対象例
①新規開設又は休会から復活(再開)した単位老人クラブ。ただし、会員数は 5人以上とする。	<ul><li>・5人の単位老人クラブが復活(再開)した。</li><li>・単位老人クラブが2つに分かれて5人の単位クラブが新たに新設された。</li></ul>
②前年度末から5人以上会員が加入した 単位老人クラブ。	・令和6年4月1日以降に会員が5人加入して計10人になった。

<sup>※</sup> 本事業について、過去に交付対象となった単位老人クラブは申請できません。

#### 4 報奨額

交付対象の要件を満たした1単位老人クラブにつき2万円

### 5 実施方法

- ・申請書(様式1)に必要事項を記入の上、(一財)山口県老人クラブ連合会に提出してください。(申請後の手続きは下表『手続きの流れ』を確認してください)
- ・報奨金の使途に関する実績報告等は不要です。

### <手続きの流れ>

## 内容

手順①:申請書(様式1)の提出(市町老連⇒県老連)

令和6年8月30日(金) «必着»

手順②:交付決定通知書の送付及び請求書(様式2)の提出依頼

(県老連⇒市町老連)

手順③:請求書(様式2)の提出(市町老連⇒県老連)

手順④:30日以内に、報奨金の支払い(県老連⇒市町老連)

### 6 その他

報奨金の交付は県全体で上限19クラブとし、上限を超える交付申請があった場合 は運営委員会で協議します。

## 7 問合せ先

(一財) 山口県老人クラブ連合会(きららシニア山口)

担当:光安、大澤

〒753-0072 山口市大手町 9-6(山口県社会福祉会館内)

TEL: 083-924-2838

FAX: 083-928-2387

E-mail: ymgroren@yg-you-i-net.or.jp